

## 小包配送業務仕様書

### 1 業務内容

佐賀県（以下「甲」という。）が発送する小包を預かり、受託者（以下「乙」という。）が発送伝票に記載された宛先へ配送する業務。

### 2 荷物の引受

- (1) 乙は、甲の閉庁日を除く毎日、午後3時から午後4時30分までの間で甲と乙が決定した時間に法務私学課文書室（佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁）において甲が指示する小包を預かる。
- (2) 乙は、小包を預かる際、法務私学課情報公開・文書担当から小包差出票（様式1）を受領し、発送小包の重量、数量に誤りがないことを確認する。
- (3) 乙は、預かった小包を発送伝票に記載された送付先に速やかに配送する。
- (4) 乙は、転居等により、預かった小包を送付先に配送できない場合には、速やかに法務私学課情報公開・文書担当に返還しなければならない。この返還に要した費用は、乙の負担とする。

### 3 荷物の大きさ

1個当たりの重量が2.5kg以内で、縦・横・高さの合計が140cmを超えないものとする。

### 4 配達日

原則として、県内については小包を預かった翌日、県外については預かった日から3日以内に、配達伝票に記載された受取人に配達するものとする。

### 5 発送伝票

- (1) 発送に必要な発送伝票は、乙が用意するものとする。
- (2) 荷物への発送伝票貼付け作業は、甲が行うものとする。
- (3) 大量に発送する場合など、大量の発送伝票に記入する必要があるときは、乙は、甲の求めに応じて発送伝票に必要記載事項（荷送人、届け先等）を印刷しなければならない。

### 6 事故及び責任

- (1) 乙は、預かった小包を滅失し又は毀損したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。
- (2) 乙は、配送業務中に生じた荷物の滅失、毀損又は送達の遅延について損害賠償の責任を負うものとする。ただし、天災その他、乙の責めに帰することができない場合は、賠償責任を免れるものとする。

## 7 検査

乙は、月計総数が確定後、日毎に集計した明細表を作成し、甲の検査確認を受けるものとする。

## 7 業務責任者

乙は、本業務を行うに当たって、業務責任者を定め、甲に業務責任者選任通知書（様式2）により通知するものとする。

## 8 秘密の保持

乙は、本業務上知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。本業務期間が終了した後についても同様とする。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

※令和8年度見込数量については、入札書「別紙」のとおりとする。

各数量はあくまで「見込」数量であり、変動するものであるが、単価は変更しないこととする。

様式 1

小包差出票

令和 年 月 日

差出人 佐賀県知事 山口 祥義

地域区分 (あて先)		サイズ区分	単価(円) (消費税及び 地方消費税 を含まない 額)	個 数	合計料金 (円)
県内		60サイズ			0
		80サイズ			0
		100サイズ			0
		120サイズ			0
		140サイズ			0
県外①	九州 中国	福岡県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県 鳥取県、島根県、岡山県 広島県、山口県	60サイズ		0
			80サイズ		0
			100サイズ		0
			120サイズ		0
			140サイズ		0
県外②	近畿 四国	滋賀県、京都府、大阪府 兵庫県、奈良県、和歌山県 徳島県、香川県、愛媛県 高知県	60サイズ		0
			80サイズ		0
			100サイズ		0
			120サイズ		0
			140サイズ		0
県外③	北陸 東海	富山県、石川県、福井県 岐阜県、静岡県、愛知県 三重県	60サイズ		0
			80サイズ		0
			100サイズ		0
			120サイズ		0
			140サイズ		0
県外④	関東 信越	茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県 新潟県、山梨県、長野県	60サイズ		0
			80サイズ		0
			100サイズ		0
			120サイズ		0
			140サイズ		0

合 計				0
-----	--	--	--	---

様式 2

業務責任者選任通知書

業 務 名	令和 8 年度小包配送業務
履 行 期 間	自 令和 8 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 3 1 日
業務責任者氏名	
連 絡 先	
<p>上記のとおり業務責任者を選任したので通知します。</p> <p>令和 8 年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p>業 者 名 代表者名</p>	